

令和7年度普通交付税の決定について（市町村分）

1 概 要

- ・福岡県内市町村の普通交付税の合計は、3,872 億円
（対前年度比 ▲43 億円、▲1.1% ※R6 年度は臨時財政対策債を含む）
→ 地方公務員の給与改定に要する経費の増及びこども・子育て政策の強化に伴う経費の増などにより、基準財政需要額が増加したが、固定資産税の増などにより政令市などの基準財政収入額が大幅に増加したため、県全体では対前年度比で減となった。
なお、政令市を除く 58 市町村では、対前年度比 +37 億円、1.4%の増となった。
※令和7年度の地方財政計画において地方税が増加することが見込まれたこと等により、臨時財政対策債の発行額が、平成13年度の制度導入以来、初めてゼロとなった。
- ・不交付団体は、苅田町のみ（昭和50年度以降51年連続）
（参考）
全国市町村分の普通交付税の合計は、8兆5,475 億円
（対前年度比 +185 億円、+0.2% ※R6 年度は臨時財政対策債を含む）

（単位：百万円、%）

区 分	令 和 7 年 度			令 和 6 年 度			増 減 額 C - F G	増 減 率 G / F H
	普 通 交 付 税 A	臨 時 財 政 対 策 債 B	A + B C	普 通 交 付 税 D	臨 時 財 政 対 策 債 E	D + E F		
政 令 市	128,722	0	128,722	123,737	12,919	136,655	▲ 7,934	▲ 5.8
市	184,884	0	184,884	181,051	2,386	183,436	1,447	0.8
町 村	73,551	0	73,551	70,819	519	71,338	2,213	3.1
市 町 村 計	387,156	0	387,156	375,607	15,823	391,430	▲ 4,273	▲ 1.1
政 令 市 除 く 58 市 町 村 計	258,435	0	258,435	251,870	2,904	254,774	3,660	1.4

（注）端数処理により、数値が合わないことがある。

【参考】算定に係る主な増減要因

- ① 基準財政需要額
 - ・地方公務員の給与改定に要する経費の増による単位費用の増（包括算定経費（人口）等）
 - ・こども・子育て政策の強化に伴う経費の増による単位費用の増（こども・子育て費）
- ② 基準財政収入額
 - ・定額減税の終了及び給与等の所得の伸びに伴う市町村民税（所得割）の増
 - ・地価上昇に伴う負担調整措置による固定資産税（土地）の増

2 個別団体の状況

普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計でみると、前年度から増加した団体は

45 団体。

前年度に対する増減が大きな団体は以下のとおり。

(1) 増加の大きい主な団体と理由

- ・ 大任町 +2.2 億円(+ 7.7%)
公債費の増（過疎対策事業債の元利償還金の増）による需要額の増
- ・ 須恵町 +1.5 億円(+ 7.1%)
こども子育て費の増（公立保育所入所人数の増）による需要額の増

(2) 減少の大きい主な団体と理由

- ・ 宮若市 ▲ 6.7 億円(▲20.0%)
市町村民税法人税割の増（自動車関連企業等の増益）による収入額の増
- ・ 福岡市 ▲76.6 億円(▲14.0%)
固定資産税（土地）の増（地価の上昇）による収入額の増

令和7年度普通交付税決定額及び臨時財政対策債発行可能額一覧表

(単位：百万円、%)

市町村名	令和7年度 普通交付税＋ 臨時財政対策 債発行可能額 A	令和6年度 普通交付税＋ 臨時財政対策 債発行可能額 B	増減率 (A-B)/B
北九州市	81,757	82,033	▲ 0.3
福岡市	46,964	54,622	▲ 14.0
大牟田市	11,641	11,486	1.3
久留米市	23,205	23,167	0.2
直方市	5,416	5,288	2.4
飯塚市	14,995	15,001	0.0
田川市	7,263	7,062	2.8
柳川市	8,388	8,311	0.9
八女市	12,493	11,976	4.3
筑後市	3,201	3,318	▲ 3.6
大川市	3,865	3,775	2.4
行橋市	4,916	4,756	3.4
豊前市	3,074	2,999	2.5
中間市	5,003	4,681	6.9
小郡市	4,118	4,131	▲ 0.3
筑紫野市	4,310	4,553	▲ 5.3
春日市	5,009	4,921	1.8
大野城市	3,701	3,908	▲ 5.3
宗像市	8,707	8,243	5.6
太宰府市	4,789	4,636	3.3
古賀市	3,432	3,918	▲ 12.4
福津市	5,716	5,866	▲ 2.5
うきは市	5,100	5,034	1.3
宮若市	2,684	3,355	▲ 20.0
嘉麻市	8,798	8,673	1.5
朝倉市	7,258	6,887	5.4
みやま市	6,364	6,284	1.3
糸島市	8,373	8,235	1.7
那珂川市	3,061	2,974	3.0
宇美町	2,998	2,867	4.6
篠栗町	2,303	2,427	▲ 5.1
志免町	2,404	2,244	7.1
須恵町	2,200	2,054	7.1
新宮町	1,102	1,010	9.1
久山町	742	774	▲ 4.2
粕屋町	1,019	1,108	▲ 8.0

市町村名	令和7年度 普通交付税＋ 臨時財政対策 債発行可能額 A	令和6年度 普通交付税＋ 臨時財政対策 債発行可能額 B	増減率 (A-B)/B
芦屋町	2,669	2,557	4.4
水巻町	2,983	2,801	6.5
岡垣町	2,998	2,904	3.2
遠賀町	2,000	1,905	5.0
小竹町	1,963	1,872	4.9
鞍手町	2,896	2,766	4.7
桂川町	2,081	1,997	4.2
筑前町	3,902	3,758	3.8
東峰村	1,493	1,476	1.2
大刀洗町	2,213	2,165	2.2
大木町	1,873	1,759	6.5
広川町	1,858	1,757	5.7
香春町	2,404	2,389	0.6
添田町	2,773	2,633	5.3
糸田町	2,221	2,164	2.7
川崎町	3,406	3,411	▲ 0.2
大任町	3,049	2,831	7.7
赤村	1,378	1,317	4.6
福智町	5,029	4,987	0.8
苅田町	0	0	-
みやこ町	4,057	4,051	0.2
吉富町	1,450	1,361	6.6
上毛町	2,202	2,177	1.1
築上町	3,884	3,816	1.8
大都市計	128,722	136,655	▲ 5.8
27市計	184,884	183,436	0.8
31町村計	73,551	71,338	3.1
58市町村計	258,435	254,774	1.4
60市町村計	387,156	391,430	▲ 1.1

※ 端数処理により計が合わないことがある。

令和7年度普通交付税決定額一覧表

(単位：百万円、%)

市町村名	令和7年度 普通交付税 決定額 A	令和6年度 普通交付税 決定額 B	増減率 (A-B)/B
北九州市	81,757	75,986	7.6
福岡市	46,964	47,751	▲ 1.6
大牟田市	11,641	11,386	2.2
久留米市	23,205	22,379	3.7
直方市	5,416	5,235	3.5
飯塚市	14,995	14,886	0.7
田川市	7,263	7,020	3.5
柳川市	8,388	8,257	1.6
八女市	12,493	11,919	4.8
筑後市	3,201	3,266	▲ 2.0
大川市	3,865	3,745	3.2
行橋市	4,916	4,688	4.9
豊前市	3,074	2,973	3.4
中間市	5,003	4,651	7.6
小郡市	4,118	4,075	1.0
筑紫野市	4,310	4,449	▲ 3.1
春日市	5,009	4,821	3.9
大野城市	3,701	3,805	▲ 2.7
宗像市	8,707	8,153	6.8
太宰府市	4,789	4,570	4.8
古賀市	3,432	3,853	▲ 10.9
福津市	5,716	5,804	▲ 1.5
うきは市	5,100	5,009	1.8
宮若市	2,684	3,309	▲ 18.9
嘉麻市	8,798	8,645	1.8
朝倉市	7,258	6,832	6.2
みやま市	6,364	6,250	1.8
糸島市	8,373	8,149	2.8
那珂川市	3,061	2,922	4.8
宇美町	2,998	2,835	5.8
篠栗町	2,303	2,399	▲ 4.0
志免町	2,404	2,200	9.3
須恵町	2,200	2,027	8.5
新宮町	1,102	977	12.8
久山町	742	754	▲ 1.6
粕屋町	1,019	1,068	▲ 4.6

市町村名	令和7年度 普通交付税 決定額 A	令和6年度 普通交付税 決定額 B	増減率 (A-B)/B
芦屋町	2,669	2,547	4.8
水巻町	2,983	2,779	7.4
岡垣町	2,998	2,877	4.2
遠賀町	2,000	1,886	6.1
小竹町	1,963	1,864	5.3
鞍手町	2,896	2,750	5.3
桂川町	2,081	1,987	4.7
筑前町	3,902	3,731	4.6
東峰村	1,493	1,473	1.4
大刀洗町	2,213	2,150	2.9
大木町	1,873	1,745	7.3
広川町	1,858	1,736	7.0
香春町	2,404	2,381	1.0
添田町	2,773	2,626	5.6
糸田町	2,221	2,158	2.9
川崎町	3,406	3,400	0.2
大任町	3,049	2,825	7.9
赤村	1,378	1,314	4.9
福智町	5,029	4,972	1.1
苅田町	0	0	
みやこ町	4,057	4,034	0.6
吉富町	1,450	1,355	7.1
上毛町	2,202	2,170	1.5
築上町	3,884	3,801	2.2
大都市計	128,722	123,737	4.0
27市計	184,884	181,051	2.1
31町村計	73,551	70,819	3.9
58市町村計	258,435	251,870	2.6
60市町村計	387,156	375,607	3.1

※ 端数処理により計が合わないことがある。

地方交付税制度の概要

1 地方交付税制度の目的

- 財源調整**→税源の偏在による地方団体間の財政力格差を是正。
- 財源保障**→全地方団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行えるよう所要財源を確保。

2 地方交付税の総額（令和7年度）

一般会計からの加算等により出口ベースの総額を確保（前年度当初比で1.6%増）。
臨時財政対策債は前年度比で皆減。

国税4税に係る地方交付税 18兆5,863億円 （前年度当初比で14.0%増）	一般会計の加算 929億円	交付税特会の入口ベース 18兆6,792億円 （前年度当初比で12.2%増）	地方法人税 2兆1,773億円 特会借入金償還額 ▲2兆5,944億円 特会借入金利払 ▲2,270億円 特会剰余金 400億円 公庫債権金利変動準備金 2,000億円 令和6年度繰越金 6,822億円 計 2,782億円	交付税特会の出口ベース 18兆9,574億円 （前年度当初比で1.6%増）
--	------------------	---	---	--

〔参考〕法定4税の額

所得税及び法人税の33.1%＋酒税の50%＋消費税の19.5%

以上は通常収支分に係るものであり、このほか東日本大震災分に係るものとして、別途、震災復興特別交付税を確保。

3 地方交付税の性格

- 地方団体の共有独立財源**→自治体の財源調整と財源保障のため、国が一括徴収する間接徴収形態の地方税。
- 使途に制限のない一般財源**→国が交付税の使途を制限したり、条件を付けたりすることは法律で禁止。
- 国と地方の税源配分を補完**→国と地方の歳入・歳出ギャップ（歳入は国：地方＝3：2で歳出は逆）を補完。

4 地方交付税の種類

- 普通交付税→地方交付税総額の94%
- 特別交付税→ 〃 6%

5 普通交付税の額の決定

① 交付額

$$\boxed{\text{交付額}} = \boxed{\text{基準財政需要額 (標準的な財政需要)}} - \boxed{\text{基準財政収入額 (標準的な財政収入)}} = \boxed{\text{財源不足額 (交付基準額)}}$$

② 基準財政需要額

各地方団体が自然的・地理的・社会的条件に対応して合理的かつ妥当な水準の行政を行うのに必要な一般財源

$$\boxed{\text{基準財政需要額}} = \boxed{\text{単位費用}} \times \boxed{\text{測定単位の数値}} \times \boxed{\text{補正係数}}$$

単位費用→測定単位1単位当たりの一般財源の所要額

測定単位の数値→行政項目ごとに量を測定する数値（例 国調人口、児童数(学校基本調査)等）

補正係数→団体ごとの自然条件や社会条件の違いによる財政需要の差を反映する係数

例 段階補正～地方団体の人口が増加するに従い、行政経費も増加するが、人口が2倍になっても、人口1人当たりの経費が割安となり、行政経費が必ずしも2倍を上回るとは限らないため、その経費の差を反映させる補正（スケールメリットの反映）

態容補正～行政の権能差等、地方団体の「態様」を反映させる補正

③ 基準財政収入額

各地方団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な税収入の一定割合により算定された額

$$\boxed{\text{基準財政収入額}} = \boxed{\text{標準的な地方税収入}} \times \boxed{75/100} + \boxed{\text{地方譲与税等}}$$

6 地方交付税の交付

- 普通交付税→当該年度分を4月、6月、9月、11月の年4回に分けて交付。
- 特別交付税→当該年度分を12月と（翌年の）3月の年2回に分けて交付。ただし、地方団体の財政運営に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模災害等の発生時において、12月と3月の定例の決定・交付とは別に、その都度、特別交付税の額を決定・交付することができる特例を平成23年度から新設。

令和7年度 臨時財政対策債発行可能額について

1 臨時財政対策債発行可能額の内訳

(単位: 百万円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	伸率
大都市	0	12,919	皆減
都 市	0	2,386	皆減
町 村	0	519	皆減
計	0	15,823	皆減

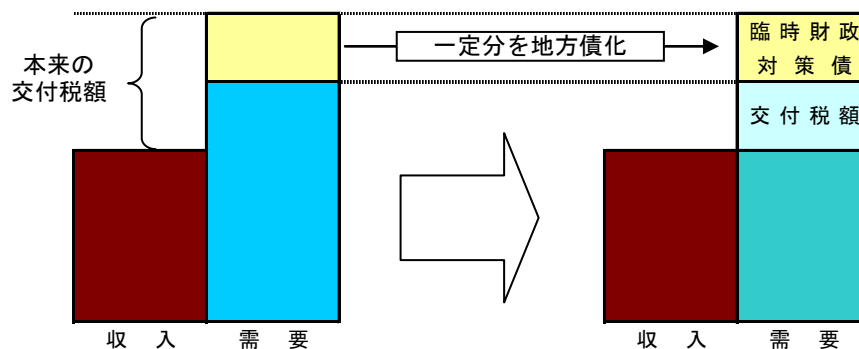
(注) 端数処理により、計が合わないことがある。

※令和7年度の地方財政計画において地方税が増加することが見込まれたこと等により、臨時財政対策債の発行額が、平成13年度の制度導入以来、初めてゼロとなった。

2 臨時財政対策債の概要

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行される地方債（平成13年度から令和6年度までの間において発行）。

なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入する。



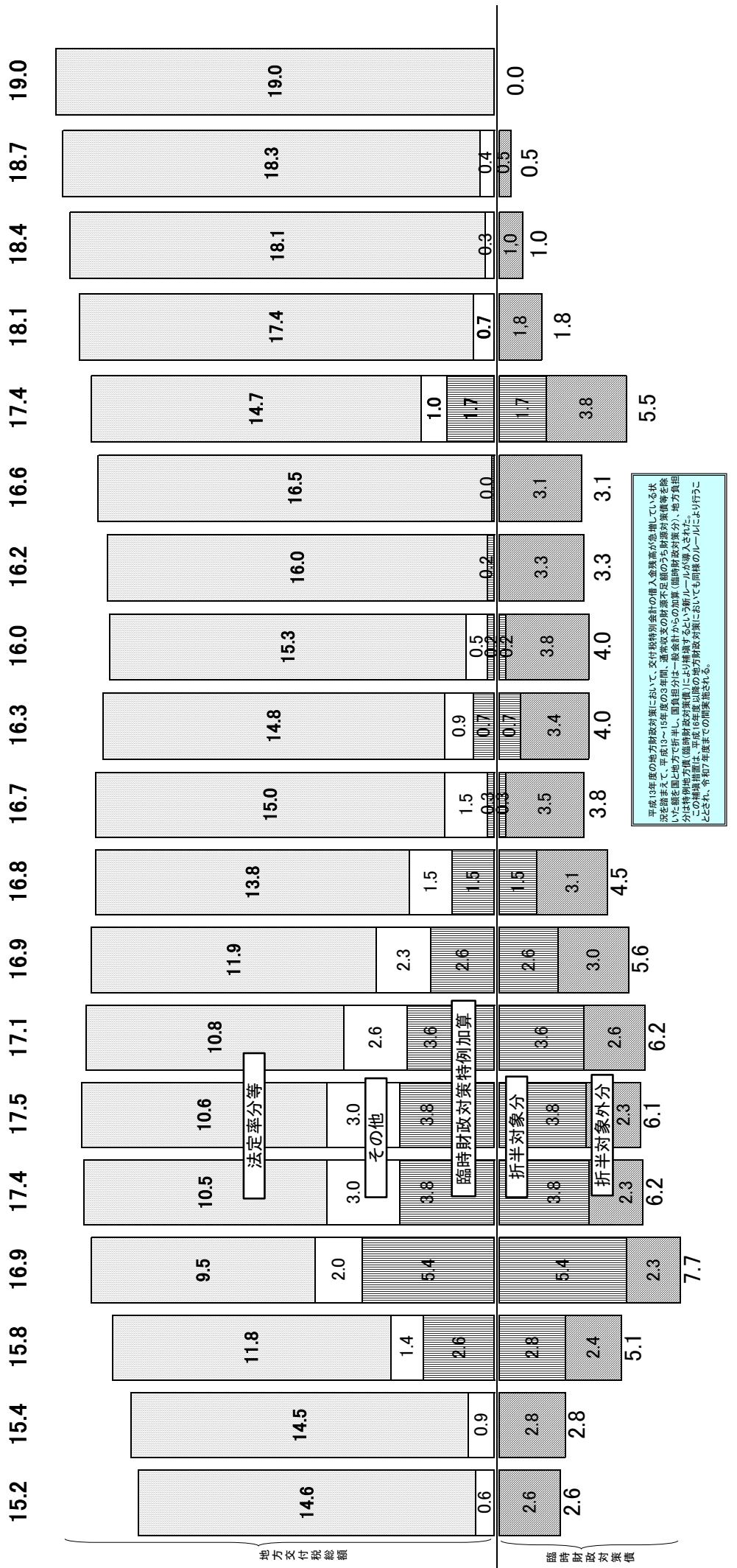
3 臨時財政対策債発行可能額の算出方法

財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、平成23年度から段階的に「人口基礎方式」を廃止し、平成25年度に「財源不足額基礎方式」へ完全に移行した。

- ① 人口基礎方式
全ての地方公共団体を対象とし、各団体の人口を基礎として算出
- ② 財源不足額基礎方式
人口基礎方式による臨時財政対策債発行可能額を振り替えたときに、財源不足額が生じている計算となる地方公共団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出（財政力に応じて増減）

◆ 地方交付税等総額（当初）の推移（H19～R7）

（兆円）



※表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。
※「法定率分等」は、所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税（～H27）・地方法人税（H26～）の法定率分、国税決算精算分及び国税減額精算分、国庫支出金、国庫支出金等（国庫支出金等）を除いた額を国と地方で折半し、国庫支出金は一般会計からの加算（臨時財政対策債分）、地方負担分は臨時財政対策債分（臨時財政対策債分）に相当する（臨時財政対策債分）と見なされる。
※「その他」は、「法定率分等」と「臨時財政対策特別加算」を除く措置（法定加算、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用、前年度からの繰越金、交付税特別会計借入金（償還等）の合算額）の合算額。
※令和7年度の「法定率分等」には、交付税特別会計借入金（償還（2.6兆円）等による「その他」のマイナス分を含む。

担当課 財政課
直 通 643-3058
担当者 信川、井上(内線2245)

令和7年度普通交付税及び臨時財政対策債の 算定結果について(県分)

算定結果

(単位:百万円)

	令和7年度 当初算定 a	令和6年度 当初算定 b	差 引 a-b=c	伸び率 c/b	(参 考) 全国伸び率
普 通 交 付 税 交 付 決 定 額	306,122	301,065	5,057	1.7%	0.4%
臨時財政対策債 発 行 可 能 額	0	10,939	△ 10,939	皆減	皆減
計	306,122	312,004	△ 5,882	△ 1.9%	△ 2.1%